

厚木市教育委員会

学校ネットワークシステム運用ガイドライン

公開用

※この文書は、庁外に非公開としている「ネットワークセキュリティ及びアクセス管理に関するガイドライン」に関する記述を含みません。

平成19年	2月	1日	策定
平成19年	4月	1日	改定
平成20年	4月	1日	改定
平成21年	4月	1日	改定

厚木市教育委員会

このガイドラインは、「厚木市情報セキュリティポリシー」に基づき、厚木市立小・中学校及び教育委員会におけるネットワーク（注1）（以下、学校ネットワーク）に接続されているパソコン等情報機器の活用にあたり、当然の法的義務から利用マナーまで幅広い内容について守るべきことを示している。

（注1）：厚木市データセンターを拠点とした、厚木市内小・中学校（相談指導教室含む）と厚木市教育委員会関係各課等を結ぶ専用ネットワーク。

目次

学校ネットワークシステム情報セキュリティ対策ガイドライン（抜粋）	2
1 趣旨	2
2 対象範囲	2
3 管理体制	2
4 物理的セキュリティ対策	2
5 人的セキュリティ対策	3
6 技術的セキュリティ対策	4
7 運用	4
8 法令等の遵守	5
9 評価及び見直し	5
10 委任	5
11 組織図	6
インターネット等の利用に関するガイドライン（抜粋）	7
1 趣旨	7
2 情報化推進委員会の設置	7
3 インターネット利用のねらい	7
4 学校ホームページの運用について	7
5 不要となった情報の破棄	9
6 教員による児童・生徒への指導の徹底	9
7 フィルタリング（有害情報の遮断）について	9
関連用語集	11

学校ネットワークシステム情報セキュリティ対策ガイドライン（抜粋）

1 趣旨

このガイドラインは、学校ネットワークシステム（以下「システム」という。）における情報セキュリティ全般に関して必要な事項を定める。

2 対象範囲

このガイドラインが対象とする範囲は、厚木市教育委員会と各小・中学校を結ぶネットワークシステムのすべてとする。

3 管理体制

システムの運用管理体制は、次のとおりとする。

(1) システム総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）

総括管理責任者はシステム管理主管課所属部の部長とし、平常時における学校ネットワークシステムの安全かつ安定的な運用及び障害時の迅速な復旧のために必要な対策について総合的な指示、監督を行う。

(2) システム管理責任者（以下「管理責任者」という。）

管理責任者はシステム管理主管課等の長とし、総括管理責任者が定める学校ネットワークシステムのセキュリティ対策を実行するために、具体的な措置を講じる。

(3) システム利用責任者（以下「利用責任者」という。）

利用責任者は各学校長及び教育委員会の関係各課等長とし、総括管理責任者並びに管理責任者を補佐するとともに、各学校内及び関係各課等において学校ネットワークシステムに関与する教職員及び児童・生徒が、安全かつ安定的に利用するために必要な指示・監督を行う。

4 物理的セキュリティ対策

(1) サーバ等

ア 入退室管理

厚木市データセンターの入退室管理は、別紙「サーバ室入退室管理手順」に従う。また、PC教室の入退室管理は、「サーバ室入退室管理手順」に則するよう各学校長の判断において実施する。

(2) 端末機について

ア このシステムで使用する業務用端末機（以下、「端末機」という。）

の設置場所は、相談指導教室を含む、市内全小・中学校及び教育委員会の関係各課等とする。

イ 端末機の管理及び利用は、「端末機の管理及び利用に関するセキュリティガイドライン」に従う。

5 人的セキュリティ対策

(1) 研修

管理責任者は、異動や採用によって新たな教職員がシステムを使用する必要が生じた場合、システムを安全かつ安定的に運用するために必要な研修をすみやかに実施する。

(2) ID及びパスワード管理

教職員は、次の事項を遵守する。

ア 実施事項

(a) パスワードは、十分な長さとし、他人が類推することが容易なもの（例：電話番号、生年月日、名前）でないものを組み合わせて作成する。

(b) 管理者のパスワードは、少なくとも年に1回変更する。

イ 禁止事項

(a) ID及びパスワードを他人の目につく場所へ放置すること。

(b) ID及びパスワードを端末機に記憶させること。

(3) 障害発生に関する対策

ア 発見時の義務

教職員は、事件、事故及び誤作動等の障害を発見した時は、直ちに利用責任者に報告し、利用責任者は詳細を速やかに管理責任者に報告の後、管理責任者及び総括管理責任者からの指示を仰ぐ。

イ 復旧後の義務

総括管理責任者は、復旧後に担当職員から報告記録の提出を求め、原因を分析した上、再発防止策を講じる。

(4) 外部委託の管理

ア 管理責任者は、システムに関する業務を委託する場合は、厚木市情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な事項を明記した契約を締結しなければならない。

イ 管理責任者は、システムに関する委託業務について、必要に応じ受託者に対し、当該委託に係るセキュリティ対策の実施状況について報告させること及び必要に応じて調査することができることを契約

書に明記する。

6 技術的セキュリティ対策

(1) コンピュータウイルス対策

アクセス管理及びコンピュータウイルス対策に関して必要な事項は、「ネットワークセキュリティ及びアクセス管理に関するガイドライン」に定めるものとする。

(2) セキュリティ情報の収集

管理責任者は、セキュリティ情報の迅速な収集に努め、収集した情報については、重要性及び影響範囲等から、次表左欄に掲げる事由により同表右欄の項目に分類及び管理する。

判 断 基 準	項 目
サーバの管理権限の剥奪等により、業務が停止してしまう又は他機関等に影響を与える可能性があり、即座に対応が必要な情報	緊急
業務が停止しない、又は他機関等に影響を与えないため、即座に対応する必要はないが、定期メンテナンス時等に対処する必要がある情報	警告
特殊な環境又は設定でのみ発生し、システムには関係がないため、特に対処する必要がない情報	注意

7 運用

(1) 検査について

総括管理責任者は、次の事項について定期的に検査を実施する。

ア 運用の検査

システムが適正に運用されているかを年1回以上点検する。

イ セキュリティ検査

システム全体の設定について、ぜい弱性がないか、不要なサービスが動いていないか等の検査を年1回以上点検する。

ウ ガイドラインの見直し

情報セキュリティシステムの運用・管理・分析により、ガイドラインの見直しを年1回以上行う。

(2) 侵害時の対応

教職員は、侵害時に備えて緊急連絡網を整備し、常に最新の状況に保つ。

8 法令等の遵守

システムの運用に関して、教職員は、「厚木市情報セキュリティポリシー」を誠実に遵守するとともに、本ガイドラインに定めた内容に従うものとする。

9 評価及び見直し

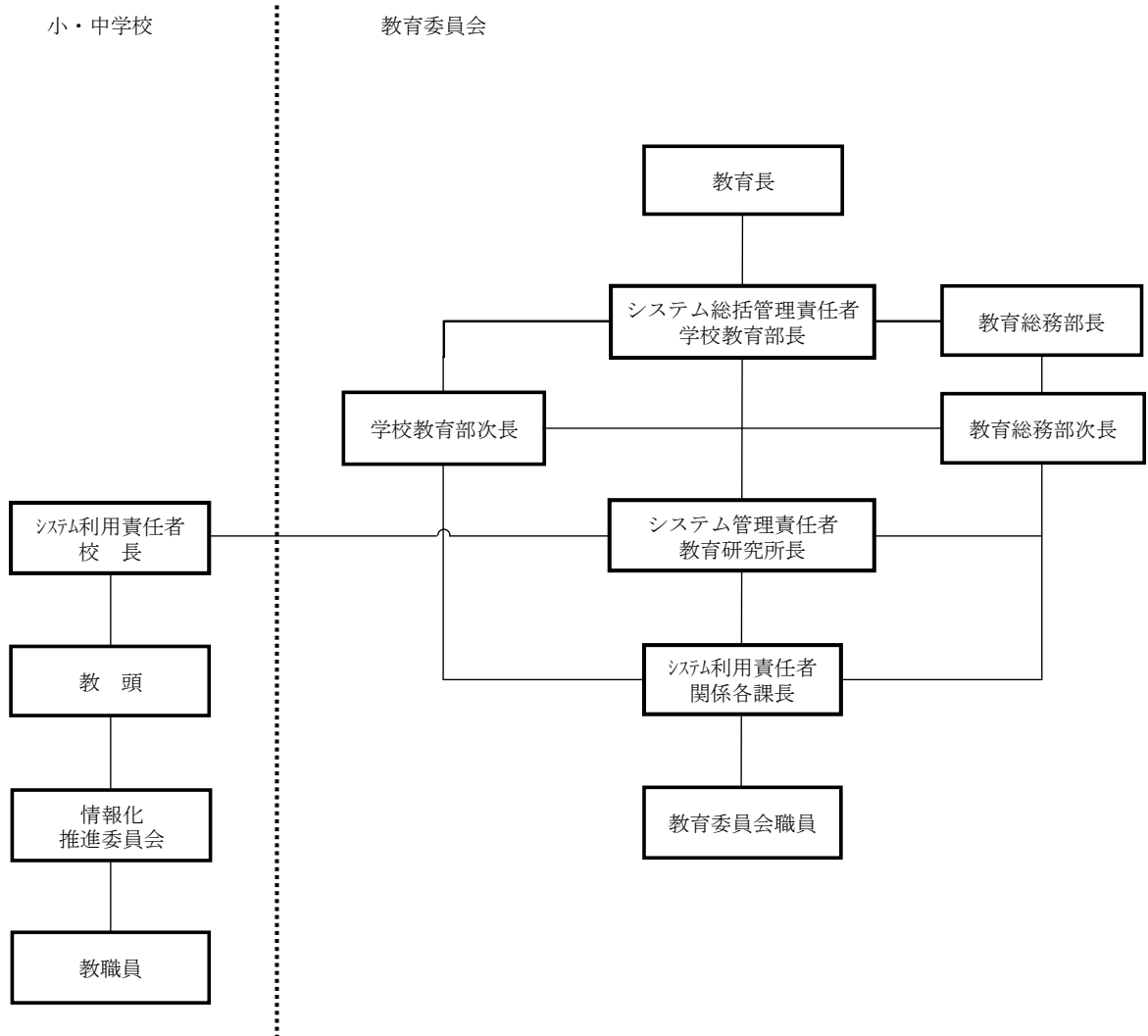
総括管理責任者は、検査の結果、システム及びこの実施手順等の改善が必要となる事象が発生した場合には、速やかに改善措置をとらなければならない。

10 委任

このガイドラインのほか、セキュリティ対策の実施に関して必要な事項は、総括管理責任者が定める。

11 組織図

学校ネットワーク情報セキュリティ管理体制



インターネット等の利用に関するガイドライン（抜粋）

1 趣旨

このガイドラインは、学校ネットワークの利用者が、学校教育等においてインターネットを安全かつ有効に利用するために必要な事項を示すものである。学校等においてインターネットを利用するに当たっては、児童・生徒等の個人情報の保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成、開かれた学校の推進、国際教育の推進及び総合的な学習等の視点からの教育課題の推進に寄与することを基本とする。

2 情報化推進委員会の設置

(1) 目的

学校の情報化の推進を図り、ホームページ等の円滑かつ健全な運営及び教職員の教育活動や児童・生徒の学習活動を支援・推進するため、各学校で情報化推進委員会を設置する。

(2) 組織

情報化推進委員会は、利用責任者（学校長）、運営責任者（インターネット取扱責任者を兼ねる）、運営担当者（数人）をもって組織する。

3 インターネット利用のねらい

学校ネットワークを利用する児童・生徒及び教職員は、次に掲げる事項を主なねらいとしてインターネットを利用する。

(1) 情報の受発信

学校のホームページ作成による学習活動や各種行事等の情報発信、電子メールの利用等

(2) 情報検索と収集

ホームページ、電子メール、データベース等を利用した教育情報の検索・収集及びそれらを利用した教材作成等

(3) 交流学习

国内及び海外の学校等との交流学习

4 学校ホームページの運用について

学校において情報を発信するホームページは、厚木市データセンターに設置されたサーバに開設するものとする。その内容については、学校

における利用責任者の承認を得てから発信することとする。

(1) 著作権等の取扱いについて

- ア 書籍、新聞、雑誌等の文章や記事、写真等を無断で転載しないこと。
- イ テレビやビデオ等から取込んだデータ等を無断で転載しないこと。
- ウ 楽曲の歌詞、又はCD等から取り込んだデータを無断で転載しないこと。
- エ その他、無断転載の禁止、複製・引用の可否、制限事項、著作権等に関わる適切な表示をすること。

(2) 個人情報の発信及びその範囲

学校ネットワーク全般における個人情報の取扱いは、厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）に準じ、第2条第1号に規定する個人情報及び教育上公開することが不適切と判断される個人情報については発信してはならない。ただし、教育上必要があると認める場合は、情報利用同意書により本人及び法定代理人（親権者又は後見人）の同意を得て、教員の指導の下に発信するものとし、その取扱いについては、次に定めるところによる。

ア 公開してはならない情報

- (a) 戸籍、身分に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、国籍、親族関係等）
- (b) 心身に関する情報（身体状況、病歴、障害等）
- (c) 能力、成績に関する情報（学業成績、各種試験成績、資格等）
- (d) 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていない情報（成績、健康診断等）
- (e) 児童・生徒及び保護者の思想、信条に関する情報
- (f) 児童・生徒及び保護者の経歴に関する情報（学歴、職業等）
- (g) 保護者の財産、収入状況に関する情報（所得、資産状況、納税額等）
- (h) その他プライバシーの侵害となる恐れのある個人生活に関する情報（趣味、特技、個人写真、家庭状況、移住状況等）

イ 公開するに当たり承諾を必要とする情報

- (a) 児童・生徒の写真等を掲載する場合は、集合場面とするなど、個人が特定できないように配慮すること。個人が特定できる写真等を掲載する場合は、本人及び保護者の承諾を得ること。
- (b) 児童・生徒の作品（絵画、工作、作文、ホームページ等）を掲載する場合は、原則として個人情報を掲載しないこと。教育上必要があると認められる場合は、その範囲を、氏名、学年等、最小限にす

ること。

ウ 例外的に公開できる情報（状況によって公開できるもの）

(a) 公表することを前提として本人から任意に提出された情報

(b) 従来から公表されており、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかである情報

(c) 特定の個人が認識、又は識別できない情報

(d) 個人が特定されないよう配慮されている集合写真や、校外学習、クラス紹介、行事、委員会活動又はクラブ活動等に関する情報（顔と氏名が一致する公開の仕方を除く。）

(e) 公開しないと人の生命、身体又は健康保護に影響を及ぼす恐れのある情報

(3) ホームページのリンクについて

ア ホームページに、他のホームページをリンクさせる場合には、管理責任者に確認するとともに、リンク先の許諾を得ること。リンクするに当たり、教育的効果を十分配慮し設定すること。

イ 自校のホームページに他のホームページからのリンクを許諾する場合には、管理責任者に確認すること。

5 不要となった情報の破棄

ホームページ掲載等で使用された情報は、その目的が達成された時点で確実に破棄すること。

6 教員による児童・生徒への指導の徹底

(1) インターネットを利用するに当たっては、ネットワーク利用における基本的モラルに留意するとともに、児童・生徒への基本的モラルの育成に努めなければならない。

(2) インターネットの利用について、教育上有害な情報の取扱い等、そのルールやマナーに関する指導を徹底すること。

(3) 児童・生徒が発信するデータについては、教員の確認を経た上で外部に発信するものとする。

7 フィルタリング（有害情報の遮断）について

PC教室等からのインターネット接続において、違法及び有害と認められる情報は、コンテンツフィルタリングソフトウェアにより規制するものとする。ただし、職員室においては児童・生徒の指導上閲覧が必要

な情報に関して、一部の規制対象を除いたフィルタリングの設定とする。フィルタリングソフトウェアの機能上、規制に限界があることに留意すること。

(1) 閲覧等について

職務目的外のサイトの閲覧等はしてはならない。インターネットを利用して入手した情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

(2) 閲覧禁止サイトについて（教育上必要な場合を除く。）

- ア 麻薬等の違法薬物に関するサイト
- イ テロリスト活動、戦争、暴動等を扇動する内容のサイト
- ウ ポルノ画像・映像等を掲載した猥褻なサイト
- エ 有害サイト等児童・生徒にふさわしくないサイト
- オ オンラインショッピング、ネットワークオークション及び有料データベース等のサイト
- カ 私的なアンケートへの回答や懸賞への応募
- キ 出会い系サイト
- ク その他教育的に不適切と認められるサイト

関連用語集

用語	説明
情報セキュリティ	「security」は「安全、安心、保護」という意味。コンピュータ関連でいうセキュリティは、許可されていない第三者からコンピュータ内のデータや各種ネットワーク資源などを守ること。
ネットワーク	ハードウェア、ソフトウェア、データなどを共有する目的でコンピュータを結び付けた状態。
情報システム	利用者の目的に沿ったコンピュータ・周辺機器・情報ネットワーク及びそれを運用するためのソフトウェアの体系。
情報資産	組織内に蓄積されている様々なデータや、コンピュータやネットワークの装置のような物理的な資産並びにコンピュータで使う基本ソフト、アプリケーションソフトあるいは開発ツールといったソフトウェア。
情報セキュリティポリシー	組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針（対策基準）のこと。
サーバ	ネットワークの中心となるコンピュータのこと。ネットワーク上のファイルを共有してネットワークに接続しているユーザーが使えるようにするファイルサーバやネットワーク上のプリンタを管理するプリントサーバ、メールの送受信を行うメールサーバなどがある。
アクセス	電話回線やインターネットを通じ、別の場所にあるコンピュータに接続すること。
ハッキング	ネットワークを通じてコンピュータに違法な侵入をし、データを盗んだりすること。
モデム	デジタル信号をアナログ信号に変換し（又はこの逆の変換を行い）、電話回線を経由してコンピュータ同士が通信できるようにするための装置。
プロトコル	コンピュータ相互のデータ通信の際の規約、約束事。
OS（オーエス）	オペレーティング・システムの略で、パソコンを

	動かすための基本的なソフトのこと。
アプリケーションソフト	ワープロや通信など具体的な作業を行うソフト。
コンピュータウイルス	コンピュータに侵入し、システムに障害をもたらすプログラム。
パターンファイル	ウイルス対策ソフトがウイルスを検索、駆除するための参考とするファイル。
セキュリティホール	OSやアプリケーションのプログラム上に発見されたセキュリティに関する脆弱性。
イントラネット	インターネット標準の技術を用いて構築された企業内ネットワーク。
ホームページ	インターネットの情報発信ソフトWWWサーバの最初の画面のこと。このページから各種情報への飛び先を用意している。
電子メール	コンピュータネットワークを介して、パソコンやワークステーションなどの端末同士が文字や音声などの情報をメール（手紙）の形で交換するシステム。英語では e-mail などと記述することが多い。
リンク	あるページから次のページに飛び先を用意していること。このことにより、次々と画面を結合することができる。
ファイアーウォール	インターネットに IP (internet protocol) 接続したネットワークを、不法な侵入から保護するために行うアクセス制限のこと。

附 則

- 1 このガイドラインは、公表の日から施行し、平成19年2月1日から適用する。
- 2 「厚木市立小・中学校におけるインターネットの利用に関する要綱」及び「厚木市立小・中学校ネットワーク活用ガイドライン」は、廃止する。

附 則

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。